

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.015

処 分 名	河川保全立体区域内の行為の許可
処 分 の 概 要	河川保全立体区域における土地の掘削、土地の形状の変更、工作物の新築又は改築、一定荷重以上の土砂その他物件の集積の許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 5 8 条の 4 第 1 項
審 査 基 準	当市の管理する河川において、河川保全立体区域を指定した河川がないので、基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第五十八条の四 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築、改築又は除却
- 三 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積